

「独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律」の施行に向けた内閣府令
(案) 及びガイドライン(案)に関する意見」に対する意見

氏名：適格消費者団体 特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会
住所：埼玉県さいたま市浦和区岸町7-11-5
電話番号：048-844-8972 F A X 番号：048-844-8973
電子メールアドレス：nakusukai.01@saitama-k.com

【意見1】

ガイドライン改定案2. (2) イ(イ)相当期間について

現行規定が、2年以上を原則とし、例外的な判断を認めているのに対し、改定案が、2年以上の原則だけとし、かつ認定後の「有効期間を通じて継続的に活動することが困難と考えられる事情」を除外要件に加えることには強く反対する。

(理由)

消費者庁は、これまで「適格消費者団体の空白地域の解消」を地方消費者行政強化作戦の政策目標に掲げ、現在、全国8ブロック中7ブロックに適格消費者団体が設立された状況にある。こうした状況を踏まえてか、消費者庁は、最近、空白地域以外に新たに設立を目指す適格消費者団体の審査が硬直化し、ある団体が認定申請をした後取り下げの事態が生じたほか、認定更新に当たっても審査が次々と厳しくなっているなど、「支援から監視」へと姿勢が変化している。

しかし、そもそも適格消費者団体は、各都道府県にそれぞれ最低1団体が設立され、地元の消費者行政と連携して違法な事業活動の差止業務を遂行する状態を実現することこそが、「地域連携による地方消費者行政の推進」という大きな政策目標に合致するはずである。むしろ、地方消費者行政強化作戦の政策目標を、「各都道府県に最低1団体設立すること」に変更すべきである。

現在も未設置の地域において、人的にも財政的にも制約がある中で何とか設立に向けて準備を進めている団体が確認できるだけでも15団体あり、過去に設立した適格消費者団体が活動を維持するのに難渋している実情も数多く聞かれる。

消費者庁は、適格消費者団体の設立及び活動継続を容易にする方向でこれまで以上に支援すべき段階であり、認定要件を厳しくすることは不適切極まりない。

とりわけ、「有効期間を通じて継続的に活動することが困難と考えられる事情」などという将来予測まで加えて認定要件を厳格化することは、恣意的な運用のおそれすらある。

【意見2】

ガイドライン改定案2. (3) ア 体制 について

社員数について「少なくとも会費を納入する等により活動に参加している者が100人存在していること」と要件を追加することに反対である。

(理由)

消費者庁は、各都道府県に最低1団体が設立されることを目指して、適格消費者団体の申請及び活動継続を容易にする方向で、これまで以上に支援すべきことは前述のとおりである。

適格消費者団体の人的・財政的な活動基盤を維持するに当たり、個人会員と団体会員を通じてどのようなバランスで会費負担を求めるかは、各団体が自主的な判断で決定することが許されてよい事項であり、会員の会費納入の内実まで監督することは必要とは考えられない。

【意見3】

ガイドライン改定案5. (2) 財務諸表 について

「事業報告書には、とく事業年度の収支の見込みとその算定根拠を具体的に記載しなければならない」と追加することには反対である。

(理由)

消費者庁は、適格消費者団体の「支援から監視」へと姿勢を変更するのではなく、一層支援を強化することが求められていることは、前述のとおりである。

財務諸表の記載内容を詳細にするよう要求することは、適格消費者団体の事務負担を増大するものであって、昨年「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会報告書」の方向性にも反する。

とりわけ翌事業年度の収支見込みは、本来的に不確定な事項の概要を記載することが限度であって、「その算定根拠を具体的に記載」することは無理を強いるものである。